

農家の皆様へ

冬の農業に携わってみませんか



冬の農業研究会(仮)参加者募集中!

「冬の農業」とは?

冬の寒さや雪室等を活用した野菜・果樹の生産販売等、冬場でもできる農業のことです。町では、冬の働く場や農家収入の拡大を図るために「冬の農業」の体制を整え、冬場でもできる農業を推進するため、「冬の農業研究会(仮)」という冬の農業に携わる生産者グループの立ち上げを考えています。

昨年度から冬の農業について意見交換会、情報交換会を行い、先日には会発足に伴う打ち合わせを行ったのですが、参集人数が少なく、会を発足するには不十分だったため、再度「冬の農業研究会(仮)」発足に伴う打ち合わせを開催する運びとなりました。

現在冬の農業を行っていない方でも、今後やってみたい、実施している方のお話しを聞いてみたいという方がおりましたら、雑談程度のお話しでも何でも結構ですので、お気軽にご参加ください。

**※参加ご希望者は、下記問い合わせまでご連絡ください。
随時募集中です。**

今後の取組内容(予定)について

- ・会で雪室(雪の中で食物を保存)を実施してみる。
- ・冬の農作物、ハウス活用等、まずはみんなでやってみて情報共有できるようにする。



最終的に、道の駅あるじゃでの販売を目指し！！
(例えば:雪室販売コーナーの設置、1日限定で雪室品の販売等)

事前打ち合せ会を開催します！！

- 1 日時 未定(近日中、時間は18:00開始を予定しています)
(参加ご希望のご連絡をいただいた方に、後ほど正式な日時をお知らせいたします。)
- 2 場所 豊明館 1階 農事研修室
- 3 テーマ 「冬の農業研究会(仮)」発足に伴う事前打ち合せ



申込先 鶴田町産業課農業振興班 TEL:22-2111(内線292)

「鳥害防止対策」及び「爆音機・電子防鳥機の使用」について

カラスなどの鳥類による農作物への被害は、生産者にとっては深刻な問題となっております。

町では、獣友会と連携してカラスなどの有害鳥獣駆除を実施しておりますが、一時的な追い払い効果はあるものの、鳥類の行動範囲や生息数からみても万全の策とは言えません。

そこで、生産者各自が行う鳥害防止対策と爆音機・電子防鳥機の使用に係る注意点をお知らせいたします。

鳥害防止対策の方法

防鳥用グッズは、ネット、テグス、テープ、かかし、鷹の模型など様々あります。



カラス、ムクドリなどの鳥害に劇的な効果をもたらす防止対策は残念ながら無いので、複数の方法を組み合わせることが効果的です。

また、園地内の落果実は打ってつけのエサとなるので、鳥が集まる前に除去しましょう。

爆音機等の使用については、周辺住民の生活環境を害し心身の健康に悪影響を及ぼす恐れがあることから、可能な限り音が鳴らない機器以外の方法で対応いただくようお願いします。

爆音機・電子防鳥機使用に係る遵守事項

やむを得ず上記機器を使用する場合は、以下の事項を遵守してください。



① 使用する期間は、必要最小限とすること。

② 使用時間は午前6時以降から日没までとし、早朝・夜間は使用しないこと。

※光センサーでの運転を避け、「入・切」スイッチを手動で行ってください。

③ 周辺住民の生活環境に配慮した音量とすること。



④ 作動間隔を可能な限り長くすること。

⑤ 住宅付近(300メートル以内)で使用しないこと。

(国道・県道沿い100m以内での使用も控えてください。)

(上記の数値は目安ですので、使用の際は必ず音量や間隔などの確認・調整が必要です。)

【町に対する爆音機の苦情内容】

- ・「朝早くからの爆発音で安眠を妨害されている」
- ・「夜遅くまで電子防鳥機が鳴り、寝ることができない」
- ・「顔見知りなので直接言えないが、家で昼寝もできない」
- ・「国道走行中に爆発音で驚き、鶴の舞橋での感動が薄れた」など

鶴田町と当町産農産物の
イメージダウンを防ごう！

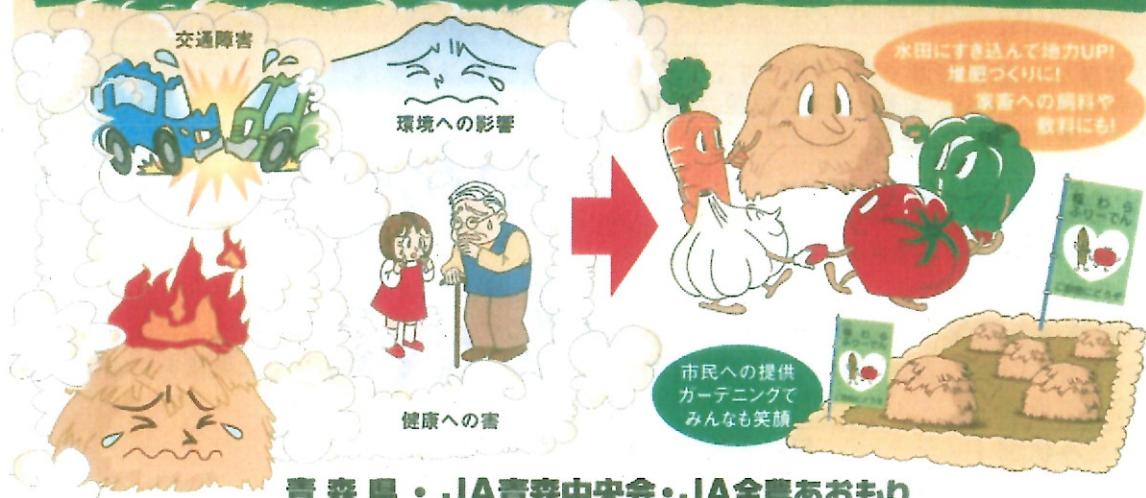
“この程度なら大丈夫”と思っても、他人にとっては“がまんできない！”ということがありますので、爆音機・電子防鳥機使用に関しては細心の注意を払ってください！

お願い！稲わらを焼かないで!!

わら焼き シャットアウト！



わら焼きはみんなの迷惑！稲わらは「土づくり」に活用してリサイクル。



青森県・JA青森中央会・JA全農あおもり

西北地域県民局・市町・JA

「青森県稻わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」が平成22年6月に施行されました。稻わらを焼却処分せずに有効利用することは「農業者の責務」です。

稻わらは、堆肥にしたり、すき込むなどして有効に活用しましょう！

水稻の出穂状況と刈取時期の予想

出穂状況

市町村	始 (月日)	盛期		終 (月日)
		(月日)	(平年差)	
鶴田町	8月1日	8月3日	早2日	8月6日

刈取時期の目安

刈り取りが遅れると、茶米・奇形粒などの発生が多くなります。

表を参考に、自分の水田の状況を見ながら、刈取時期を判断しましょう。

穀の黄化程度	ほ場全体の穀が、90%程度黄化した時期
枝梗の黄化程度	枝梗の2/3程度が黄化した時期
青未熟粒の混入割合	青未熟粒の混入率(1.9mm選別、重量比)が、10%程度まで減少した時期
穀水分	25~26%程度まで減少した時期
出穂後積算気温※	青天の霹靂:900~1,100°C つがるロマン:960~1,150°C まっしぐら:960~1,200°C

※出穂後積算気温：出穂期の翌日から毎日の平均気温をたした値

積算気温からみた刈取期間の目安

出穂期	7月31日	8月3日	8月7日	備 考
900°C	9月7日	9月11日	9月17日	「青天の霹靂」の始期
960°C	9月10日	9月14日	9月20日	「つがるロマン」「まっしぐら」の始期
1,100°C	9月17日	9月22日	9月28日	「青天の霹靂」の晚期
1,150°C	9月20日	9月25日	10月1日	「つがるロマン」の晚期
1,200°C	9月23日	9月28日	10月4日	「まっしぐら」の晚期

8月26日までは本年値、それ以降は平年値を使用(五所川原アメダス)

稻わら有効利用で美味しい米を！

稻わらは貴重な有機質資源です。堆肥にするなど有効に利用しましょう。

稻わらを毎年すき込むと、堆肥と同等の効果が期待できます。

地力を高め、美味しい米を生産しましょう！

稻わらすき込み田の管理

○初期生育は劣りますが、秋まさり的な稻となります。

○すき込み時期は秋を基本とし、石灰窒素など腐熟促進剤を施用しましょう。

○代かき時は水深を浅めにし、稻わらを土中に埋め込みましょう。

○ガスが発生しやすいので、気象条件に応じた適正な水管理や、中干し・溝切りを行い、土に酸素を供給しましょう。

○基肥窒素量の目安

稻わらすき込み状況	基肥窒素量の目安
連用2~3年目まで	慣行より5~10%増やす
連用3~4年目	慣行施用量と同量
連用4~5年目以降	慣行より5~10%減らす

農作業 焦らず、急がず、慎重に！

《農業用使用済プラスチック回収事業》 をご利用ください！

鶴田町農業用プラスチック適正処理推進協議会・つがるにしきた農業協同組合・鶴田町

環境保全が社会的に重視される中、「農業用使用済プラスチック」は、法律により事業者である農業者が自らの責任において適正に処理（委託可能）することが義務付けられています。

また、その処理基準についても規定されており、『野外での焼却や不法投棄・野積みなどの行為は、罰則または行政処分の対象』となります。

そこで、町農業用プラスチック適正処理推進協議会では、つがるにしきた農協が農家から委託を受け処理業者との委託契約や廃棄物管理票の事務手続きを代行する『農業用使用済プラスチック回収事業』をおこなっています。

農業生産環境の保全、および鶴田産農産物のイメージアップを図るため、ぜひ『農業用使用済プラスチック回収事業』をご利用ください。

なお、処理を希望される方は、下記委任状に記入・押印のうえ、搬入の際に提出してください。

記

1. 受付日時 令和元年9月11日（水）～12日（木）
午前9時から午後4時まで

2. 受付場所 つがるにしきた農業協同組合 鶴翔統括支店

3. 処理対象 農業用使用済プラスチック類（※詳細は裏面をご覧ください）

4. 処理料金 70円／1kg当たり（消費税込み）

◆問い合わせ先：つがるにしきた農業協同組合 鶴翔統括支店 TEL 22-2428

×-----キリトリ線-----×

農業用使用済プラスチック処理に係る委任状

令和元年 月 日

つがるにしきた農業協同組合 代表理事組合長 殿

【住所】鶴田町大字 _____ 字 _____ 番地 _____

【氏名】 _____ 印 _____

【電話】 _____ (携帯電話でも可)

私は、つがるにしきた農業協同組合に農業用使用済プラスチック処理に係る委託契約及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の事務手続きを委任いたします。

※農協記入事項

○処理数量： _____ kg

○処理品目： フィルム 反射シート 肥料袋・農薬空袋 その他（ _____ ）

農業用使用済プラスチックは 適正に処理しましょう！

■処理対象となる農業用プラスチック

種類	事前に行うこと	梱包方法
ハウス用被覆資材	土、砂、木片、金属などを取り除く。	塩化ビニールとポリ系フィルムに分別する。杭に巻き付けるなどして10～15kgに縛り、同種類のものをひもにして2か所を結束する。  
トンネル用資材		
マルチ用資材		
内張カーテン		
肥料袋 農薬空袋	完全に使い切る。 袋内を水できれいに洗浄する。	塩化ビニールとその他に分別して十字に縛るか、透明なゴミ袋へまとめて入れる。 
農薬プラボトル	完全に使い切る。 キャップを外し、容器内を水できれいに洗浄する。	透明なゴミ袋に入れる。 

※原則として、つがるにしきた農協から購入したものに限ります。
洗浄が不十分など汚れている場合、受付いたしません。

■農業用プラスチックの野焼きや野積みは法律で禁止されています！

農業用プラスチックをみだりに焼いたり野積みにすることは、環境に大きな影響を与えるおそれがあります。絶対にやめましょう。

農業用プラスチックの野焼きや野積みは、法律によって禁止されています。違反した場合は【5年以下の懲役又は1,000万円(法人1億円)以下の罰金】が科せられます。

■農業用プラスチックの回収に参加しましょう！

町農業用プラスチック適正処理推進協議会では、農協と協力して地域の農業用プラスチックの回収に取り組んでいます。

料金は、持ち込んだ農業用プラスチックの重さに応じて農家の皆さんの負担となります。鶴田町の豊かな自然を守り安全で安心な農産物を消費者に届けるため、農家の皆さんのご協力をお願いいたします。